

海外労働事情

アメリカ

連邦最低賃金、一〇年ぶりに引き上げ—経緯と背景

米国の上下両院は五月二四日、連邦最低賃金の引き上げを含む法案を賛成多数で可決し、翌二五日ブッシュ大統領が署名、法案は成立した。その結果、現行五・一五^{ドル}の連邦最賃は七・二五^{ドル}まで引き上げられる。二〇〇九年七月二四日までに三段階

で実施し、初回は二〇〇七年七月二四日¹¹五・八五^{ドル}、二回目は二〇〇八年七月二四日¹¹六・五五^{ドル}である。最賃引き上げに伴う経営者の負担を軽減するために中小企業を対象とする四八・四億^{ドル}の減税も抱き合わせで実施する。

連邦最賃が引き上げられるのは一九九七年九月一日に四・七五^{ドル}から現在の水準に変更されて以来、ほぼ一〇年ぶり。経済政策研究所（EPI）の試算では、現在約五六〇万人の労働者

が七・二五^{ドル}以下で就労しており、副次的な効果も含めれば約一三〇〇万人（労働力人口の約一〇％）の労働者の賃金上昇に影響すると推定している（1）。

今回の引き上げまでの経緯

連邦最賃はクリントン政権下で、一九九六年と一九九七年の二回引き上げられている。同大統領は一九九八年と一九九九年の一般教書演説で更なる引き上げを表明した。一九九九年一月には、共和党が減税を抱き合

わせにした最賃引き上げ法案を民主党の反対を押し切って可決させたため大統領が反発し、法案は成立しなかった。このときの法案は向こう三年間に最賃を六・一五^{ドル}まで引き上げる内容だった。その後二〇〇六年八月には富裕層への優遇措置となる相続税の軽減と抱き合わせの法案が米議会下院で可決されたものの成立しなかった。この間、州別最賃の引き上げや、各地でも生活賃金運動（リビング・ウェ

生活賃金運動

州別最賃の上昇とともに地方自治体が条例によって最賃を定める動きが活発化した。いわゆる「生活賃金運動（リビング・ウェッジ運動）」である。

生活賃金運動とは、四人家族の労働者世帯を貧困線以上に引き上げる水準を生活賃金額として設定し、生活できる賃金の支払いを求める運動のことである。連邦及び州別最賃とは別に、地方自治体と取引する企業を対象に、一定の契約金額を越えた場合に雇用する従業員に対して条例で定めた生活賃金を支払うよう義務づけるものである。一九九四年、メリーランド州ボルティモア市で生活賃金に関する条例が成立して以来、一九九〇年代後半に全米に広がっていった。二〇〇一年一月までに最賃以上の水準の生活賃金条例を定める地方自治体（市や郡）は七〇以上におよんでいる（2）。

州別最低賃金

アメリカには連邦最賃とともに州別最賃の規定がある。州別最賃の水準を示したものが上の表である。分類すると、連邦最賃と同額の州（アイダホ州やインディアナ州など一八州）、そのうち州でとくに最賃を定めていない州（アラバマ州やルイジアナ州など五州）、連邦最賃とは別に高い水準を定める州（アラスカ州やアリゾナ州など三〇州）、連邦最賃の適応範囲外を対象として連邦の水準よりも低い額を定める州（カンザス州、モンタナ州、オクラホマ州の三州）がある。

連邦最賃が約一〇年間据え置

州別最低賃金水準

連邦最低賃金と同額の水準の州	州名	最低賃金水準
連邦最低賃金よりも高い水準を定める州	ウェストバージニア州	5.85
	メリーランド州、ネバダ州、ノースカロライナ州	6.15
	モンタナ州	4.00 - 6.15
	ミネソタ州	5.25 - 6.15
	アーカンソー州、アイオワ州、ペンシルバニア州	6.25
	ミズーリ州、ウィスコンシン州、イリノイ	6.5
	デラウェア州	6.65
	フロリダ州	6.67
	アリゾナ州、メイン州、ロードアイランド	6.75
	コロラド州、オハイオ州	6.85
	ミシガン州	6.95
	アラスカ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州	7.15
	ハワイ州	7.25
	カリフォルニア州、マサチューセッツ州	7.5
	バーモント州	7.53
	コネチカット州	7.65
	オレゴン州	7.8
ワシントン州	7.93	
連邦の適応外を対象として、連邦の水準よりも低い額を設定する州	カンザス州、モンタナ州、オクラホマ州	

注1：アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウスカロライナ、テネシーは最低賃金の規定を設けていない。

注2：モンタナ州は連邦よりも高い6.15ドルを定め、年商11万ドル以下の企業に対して連邦の水準よりも低い4ドルを設定している。

出所：米国労働省資料等より作成

関係各組織の反応

労組ナショナルセンターのアメリカ労働総同盟・産別会議（A



FL・CIO)は、今回の最賃引き上げを待ちに待った引き上げだとして歓迎している。二〇〇六年五月に発表された最賃に関するハンドブックによると、約三七〇万人が通年フルタイムで働いても貧困状態にある。現在の最賃は物価上昇分を加味すれば一九六〇年代以降最低の水準にある。しかも二・一ドルの引き上げは過去の引き上げ幅と比べても決して大きすぎないものではないし、二〇〇一年以来の好景気による生産性向上とインフレに対して労働者の収入は見合っていないと指摘する(3)。

もう一つのナショナルセンターであるCTW(勝利のための改革)も二〇〇六年六月及び二〇〇七年一月の法案審議に際し、議会に対して意見書を送付している。約六〇〇万人のアメリカ人が最賃レベルで就労し、二、三の職を掛け持ちしなければ家族を養っていけない状態にあり、公正と正義のために最賃を引き上げ、アメリカンドリームへの指針を示して欲しいと訴えかけている(4)。

関連業界団体の一つである全米レストラン協会は、最賃の引き上げに反対の意向を示した上で、前回の一九九六年と一九九七年の最賃引き上げによる雇用への影響を説明している。一九九六年の引き上げによって一四万六〇〇〇の職が打ち切られ、引き上げがなかったら生じていたで、ある一〇万六〇〇〇の雇用機会が失われたという。新規雇用創出が一九九四年には二五万八〇〇〇、一九九五年には二八万四〇〇〇であったのに対して一九九六年には一六万六三〇〇、一九九七年には一三万三二〇〇、一九九八年には二二万四二〇〇と減少してしまったと指摘する(5)。

適用対象と適用除外

一方、経営者側には反対の声が強い。米国商工会議所は最賃の上げ幅と零細企業の減税規模が不釣り合いなものであり、最賃の引き上げには反対し、引き続き適切な零細企業対策を強く主張する(6)。

なお、アメリカの連邦最賃は公正労働基準法が根拠となっている。同法の適用対象は、年商五〇万ドル以上の企業で、州を越えてビジネスを行なう企業、あるいは州を越えて流通する製品を製造する企業などである。一方で管理職や専門職、小規模の新聞社の労働者や電話会社の交換手などは適用から除外されている。また、学生や障害者、チップを受け取る仕事に就く者には特例が設けられている(10)。

中小零細企業のロビー活動を推進する全米独立企業連盟(NFIB)は、最賃の引き上げは零細企業を苦しめるものであると主張する。企業だけではなく、従業員にも影響が及び、特に熟練度の低い労働者にとって雇用機会が削減されることになるだろうと指摘する(7)。加えて、零細企業向けの減税策が、当初案の八三億ドルから四八億ドルに引き下げられていることも中小企業側にとって受け入れがたいと主張する(8)。

〔注〕
1. 全米経済政策研究所のホームページ参照
2. 木下(二〇〇一)・笹島(二〇〇一)「経済政策研究所のホームページ」(下記)参照
3. AFL-CIOのホームページ参照
4. CTWのホームページ参照
5. 改革のためのコミュニティ連盟(AACORN)のホームページ参照
6. 米国商工会議所のホームページ参照
7. 一方で経済政策研究所は最賃の引き上げによって雇用に対して悪い影響があるという証拠は何らなく指摘する。
8. NFIBのホームページ参照
9. 全米レストラン協会のホームページ参照
10. 詳細な適用対象、適用除外に関しては以下を参照されたい。アメリカ労働省ホームページ(下記)及び堀(二〇〇三)・岡崎(一九九六)。

<http://www.dol.gov/compliance/guide/minwage.htm>

【参考資料】

New York Times, Friday May 25, 2007, A12
The Wall Street Journal, Friday, May 25, 2007 A3

岡崎淳一(一九九六)「アメリカの労働」日本労働研究機構
木下武雄(二〇〇一)「米国発リヴィング・ウェッジ、英国発最低賃金制、そして日本「賃金と社会保障」No.1303(二〇〇一年八月上旬号)
笹島芳雄(二〇〇一)「アメリカの生活賃金運動」『賃金実務』No.887(二〇〇一年九月一日号)

堀春彦(二〇〇三)「アメリカ合衆国の最低賃金制度」諸外国における最低賃金制度」日本労働研究機構、第二章所収(国際研究部 北澤謙)

フランス

超過勤務促進策7月に法案提出―第二次フィヨン内閣発足

フランスでは六月一九日、国民議会(下院)総選挙を受けて第二次フィヨン内閣が発足し、翌二〇日に開かれた閣僚会議では、サルコジ大統領の「新たな労働政策の第一歩」とされる「労働・雇用・購買力のための法案」

(注)が承認され、七月の特別国会への提出が決定した。閣僚会議後にサルコジ氏は、与党・UMP党議員たちに対し「私の政策の中心にあるのは労働である」と断言。週三五時間制の実施によって失われてしまった「労働の価値」を復活させ、実質GDP成長率を二%から三%へまで引き上げると主張。「変える」と約束したことは、すべて必ず変えてみせる」と宣言した。さらに同日夜にはテレビ出演し、大統領選挙で主張し続けてきた「労働の価値」と購買力の向上を優先課題として取り組み、その成功を確約すると述べ、国民に「変革」の実現を強くアピールした。

所得税・社会保険料を減免

今回の法案で、最も注目されるのが超過勤務手当にかかる所得税・社会保険料の減免措置である。同措置はサルコジ氏の経済活性化政策の柱で、「より多くの収入を得るために、もっと働きたいと望む人たちの可能性を広げるとともに、企業の活力を高める」ことを目的としている。法定労働時間を週三五時間に据え置くものの、超過勤務の促進で労働時間の延長を目指すという「週三五時間制の事実上の改革」として注目されていた。

法案によると、従業員については週三五時間を超える超過勤務手当にかかる所得税と社会保

険料の支払いが全額免除される。雇用主については、超過勤務一時間あたりの社会保険料負担が軽減される。中小・零細企業従業員数二〇人以下)では、超過勤務一時間当たり一・五ユーロ、従業員数二一人以上の企業では〇・五ユーロ減額される。社会保険料負担の軽減額が企業規模で異なるのは、中小・零細企業に対する超過勤務手当の割増率に関する例外規定の廃止に伴う激変緩和措置の意味もある。これまで中小・零細企業については、二〇〇八年一月三十一日まで一〇%とするという例外規定が設けられていたが、今回の法案で二〇〇七年一月一日から企業の規模にかかわらず、割増賃金率を二五%にすることが盛り込まれた。

こうした超過勤務手当にかか



る所得税・社会保険料の軽減措置は、全賃金労働者を対象としている。民間企業のブルーカラーや一般事務職だけでなく、管理職やパートタイム労働者、公共部門の職員、そして年間労働時間制で働く者(例えば、繁忙期には週四〇時間だが閑散期には週三〇時間になるなど、年間の労働時間が雇用契約で定められている者)や年間労働日数制で働く者(年間の労働時間ではなく「労働日数」が雇用契約で定められている者)で、大企業のみならず(パートタイム労働者)についても適用されることとなる。

パートタイム労働者については、契約時間を超える就労に対する手当分の所得税・社会保険料が減免されるが、その適用範囲を「契約時間の一〇%以内」とする特別条項が設けられた。例えば、雇用契約上の労働時間が「週二〇時間」の場合、週当たり二時間分の超過勤務手当に対する所得税・社会保険料が減免されるが、それ以上の超過勤務分についてはこの措置は適用されない。これは、所得税・社会保険料の軽減を狙い、雇用契約上の労働時間をわざと短く設定し、超過勤務を増やすことで課税を逃れようとするケースを防ぐためである。

野党・労組は雇用効果に疑問

こうした措置により「労働コストの上昇が抑えられ、かつ購

買力が向上する」と説明する政府に対し、野党及び労組は「この措置で恩恵を受けるのは、一部の賃金労働者にすぎない。労働者間の不平等が拡大し、雇用へのプラス効果は保証されない」と反発。CGT(労働総同盟)は、「社会保険料負担の軽減は雇用主にとっては非常に大きな魅力であり、雇用主は既存の従業員に超過勤務を強いる可能性がある。そうすれば、派遣労働者や季節労働者、有期の雇用契約で働く者などが、無期の雇用契約に転換される道を閉ざされるか、解雇される恐れがある」と主張した。また、社会保障制度の運営機関である全国老齢年金公庫(CNAV)及び全国家族手当金庫(CNAF)も、「社会保障制度が雇用政策の費用を拠出するのは筋違い」と強く反発している。

一方、経営者団体MEDEF(フランス企業連動)は、「従業員数二〇人以下の小規模な企業にとつては、社会保険料負担を一時間あたり一・五ユーロ軽減しても、超過勤務手当の割増率が引き上げられるため、コストの大幅削減にはつながらない」としながらも、「労働コストが高すぎるとい認識がようやく芽生えた。豊かな国になるためには、より働く必要がある。労働者一人一人がより多く働けば、雇用が増加する」と、今回の法案に比較的好意的な姿勢をみせ

ている。こうした超過勤務促進策が実現されれば、年間で五〇〜六〇億ユーロの所得税・社会保険料収入が減少するという。フィヨン首相は「この政策で収入が減るだけで、支出が増えるわけではない。就労時間が長くなれば、超過勤務手当の分だけ給与が上がり、超過勤務手当にかかる所得税・社会保険料の免除により労働者の可処分所得が増し、労働者の購買力が向上する。個人消費が伸びた結果、企業の生産活動が活発化し、雇用が増加する」と主張しているが、その効果を疑問視する声も多い。

政府は法案を七月の特別国会に提出、一〇月一日からの実施をめざす。なお、大統領選挙後に発足した内閣は、直後に実施された国民議会総選挙で副首相格であったジュベ環境・持続的開発・エネルギー・運輸相が落選したため、発足からわずか一カ月での再組閣となった。大臣を辞職したジュベ氏の後任には、第一次内閣で経済・財務・雇用相だったボルロー氏が就任。経済・財務・雇用相には、ラガルド農業・漁業相が選ばれた。財務省トップに女性が就任するのは初めてのことである。さらに閣外相を第一次内閣メンバー(四人)に二人追加。外務・人権問題担当閣外相にアフリカ系フランス人女性(セネガル出身)のラマ・ヤッド氏(三〇歳)

を抜擢するなど、第一次内閣に続き、改革推進を目指す「開かれた内閣」を強く印象づけるものとなった。

〔注〕
サルコジ大統領が、公約の早期実現に向け就任早々発表したもの。超過勤務手当にかかる所得税・社会保険料の減免、住宅ローンの金利分に対する所得税控除、相続税免除、学生による労働へ課せられる税の廃止、中小企業への投資にかかる高資産税（ISF）の廃止などが盛り込まれた。労使代表との協議及び国務院（コンセリュ・データ）による違憲審査を経て、二〇日の閣僚会議で承認された。

（国際研究部 町田敦子）

ドイツ

雇用失業情勢が大幅に改善

連邦統計局によると、二〇〇七年第1四半期の季節調整後のGDP（国内総生産）は対前期比で実質〇・五％増加した。〇七年通期のGDP実質成長率は二・八％になると予想されている。就業者数が前年同期より大幅に増加し、失業者数も顕著に減少している。好調な経済が労働市場に波及し、労働市場の改善が好景気を支える状況となっている。好景気によって電機産業や建設業の技術者不足が深刻化している。雇用情勢の改善により政府は、失業保険料率を〇八年一月から〇・三％引き下げ

ドイツ労働市場の主要指標

	2007年				2006年5月との比較	
	5月	4月	3月	2月	増減数	増減率
就業者数（月平均）	-	39,281,000	39,111,000	38,968,000	-	-
社会保険加入義務のある就業者数	-	-	26,555,800	26,457,500	-	-
失業者数（軍人を除く）	3,805,950	3,966,648	4,107,969	4,222,156	-732,362	-16.1%
女性（49.7%）	1,891,215	1,951,118	1,984,709	2,028,193	-267,935	-12.4%
男性（50.3%）	1,914,705	2,015,483	2,123,216	2,193,923	-464,344	-19.5%
25歳以下（9.9%）	375,961	402,133	434,847	451,837	-131,839	-26.0%
20歳以下（1.9%）	70,710	74,867	81,350	84,532	-28,343	-28.6%
50歳以上（26.7%）	1,016,508	1,055,185	1,084,430	1,109,043	-163,170	-13.8%
55歳以上（13.0%）	494,054	513,548	528,290	540,068	-80,868	-14.1%
外国人（14.9%）	566,285	583,418	594,957	606,582	-92,880	-14.1%
失業率	9.1%	9.5%	9.8%	10.1%	10.9%	
男性	9.9%	10.4%	11.0%	11.3%	12.3%	
女性	10.5%	10.9%	11.1%	11.3%	12.0%	
25歳以下	7.9%	8.4%	9.0%	9.4%	10.5%	
20歳以下	4.5%	4.8%	5.2%	5.4%	6.3%	
外国人	20.4%	21.2%	21.6%	22.0%	24.0%	
新規求人数	235,659	274,006	262,230	263,822	-29,245	-11.0%
求人数（ストック）	642,563	651,139	639,696	623,960	77,132	13.6%
補助金なしの求人	456,300	452,220	423,368	388,249	70,869	18.4%
直ちに就業可能な求人	574,569	587,970	544,021	524,916	98,509	20.7%

出所：連邦雇用エージェンシー

ることとした。

失業者数が前年より大幅に減少

五月の失業者数（季節調整前）は、四月より一六万二〇〇〇人

減の三八〇万六〇〇〇人となった。前年五月に比べると、失業者数は七三万二〇〇〇人（一六％）減少した。

西部ドイツの五月の失業者数は、四月より一〇万六〇〇〇人

減の二四九万九〇〇〇人であった。前年同月比では五四万九〇〇〇人（一八％）減少した。東部ドイツの失業者数は四月から五万五〇〇〇人増加して一三〇万七〇〇〇人となった。前年同月比では一八万三〇〇〇人（二％）減少した。

五五歳以上の失業者数は前年五月に比べて八万二〇〇〇人（一四・一％）減少した。二五歳以下の失業者数は前年同月比で二万三〇〇〇人（二六・〇％）減少した。

五月の失業率は前年同月から一・八ポイント低下して九・一％となった。東部ドイツの失業率は一五・二％で、西部ドイツの七・五％のおよそ二倍となっている。前年同月比では、西部ドイツ一・七ポイント、東部ドイツ二・二ポイント、それぞれ改善した。

労働市場政策を統括する連邦雇用エージェンシー（BA）のヴァイゼ長官は、「大幅な経済成長や春季の活況により、失業率は低下し続けている。秋には失業者数が三五〇万人を切る可能性もあり、そうなればここ一二年間で最低水準となる」と述べた。

就業者数も大幅に増加

連邦統計局によると、四月の就業者数は三月より一七万人増加して三九二八万人となった。前年同月比では五三万九〇〇〇

人増加した。

三月の社会保険加入義務のある就業者数は二六五六万人で、前年同月より六一万八〇〇〇人増加した。このうちの半分以上がフルタイム就業者であった。社会保険加入義務のある就業者数は、前年に比べて、東部ドイツで三・四％、西部ドイツで二・一％増加した。

最も注目されるのは、四月の高齢者層（五五～六四歳）の就業率が五〇％を記録したことである。〇三年のこの数字は三九・三％。EU各国は高齢者層の就業率を一〇年までに五〇％に引き上げることを目標としている。これを踏まえてドイツ政府は昨年、「イニシアチブ五〇プラス」と題する高齢者雇用対策を策定し、この数字を五五％に引き上げる目標を掲げている。

求人数も伸びている。五月の求人数は六四万三〇〇〇件で、前年同月より七万七〇〇〇件増加した。うち八九％がすぐに就業可能な求人であった。また、全体の六三％（四〇万四〇〇〇件）が社会保険加入義務のある雇用関係を対象とした資金助成を受けたい求人であり、その数は前年同月より一〇万八〇〇〇件増加した。

技術者不足が深刻化

電機産業や建設業などでは、好景気を反映して、技術者不足が深刻化している。ドイツ工学

アカデミーは、現在、二万〜四万八〇〇〇人の技術者が不足しており、この傾向はさらに強まるだろうと予測する。ドイツ経済研究所は、技術者不足により、〇六年にドイツ経済は三五億ユーロの売り上げを喪失したと推計している。

技術者不足は今後も継続すると見られる。これは、九六年以降、工学・自然科学専攻の卒業生の数が大幅に減少し、現在も低い水準に留まっていることによる。ドイツ経済研究所は二〇年までに最大で二七万人の技術者が不足すると予想する。この技術者不足が解消されない限り、企業は将来、研究・開発部門を海外に移転せざるを得なくなる懸念されている。

その対応策の一つとして、外国人技術者の受け入れ拡大があげられている。しかし、現在の移民法は、高度技能者の受入れを、一定額以上の年収（〇七年は八万五五〇〇ユーロ）の外国人労働者に限定している。経済界は、この高額の年収制限が外国からの高度技能者獲得の障害になっていると批判する。キリスト教社会同盟のグロス経済相は、年収制限を半減させるよう主張する。他方、社会民主党のミュンテフェリング副首相兼労働社会相は、いかなる移民規制の緩和にも反対しており、約三八〇万人にのぼる失業者の活用を優先すべきだと主張する。

失業保険料率の〇・三%引き下げを決定

ドイツ政府は〇七年一月、失業保険料率を六・五%（労使折半）から四・二%に引き下げるとともに、付加価値税を一六%から一九%に引き上げた。失業保険料率の引き下げと引き替えに、連邦雇用エージェンシー（BA）の〇七年予算には、付加価値税引き上げ分を財源とする六五億ユーロの連邦補助金が投入された。〇七年のBAの財政は、雇用情勢の改善を反映して、五五億ユーロの黒字になると予想されている。

シュタインブルック財務相は五月、BAに対する連邦補助金を廃止し、急速に増大する医療費の財源に充てることを提案した。BAは、失業者が一年以上就業できなかった場合、連邦に対して、一人当たり一万ユーロの負担金を支払わなければならない。〇六年には、この負担金の総額が三三億ユーロにのぼった。同財務相は、同時にこの負担金を廃止することを提案した。これに対し、ドイツ使用者連盟のフロント会長は、負担金があることで失業保険料が一般会計に流用され、別の目的に使用されている。これは憲法違反ではないか」と述べ、BAの負担金および同額の連邦補助金の廃止は容認するが、それを超える連邦補助金の廃止には断固反対を表明した。



ドイツ政府は六月一八日、認知症・アルツハイマー患者の給付増額等を内容とする介護保険改革を決定し、介護保険料率を〇八年七月一日から〇・二五%引き上げる（現行は一・七%、子供のいない人は一・九五%）。他方、失業保険料率は、〇八年一月一日から〇・三%引き下げ、三・九%とする。これにより労使折半で負担している賃金附帯費用（社会保険料）は総所得の四〇%以下に維持される。

（国際研究部 大島秀之）

韓国

非正規労働者保護法 7月1日から施行

韓国の政策課題の一つである契約社員やパート、臨時雇など

の非正規労働者の処遇改善を目的とする「非正規労働者保護関連法」が二〇〇七年七月一日から施行された。同法には、①非正規労働者に対する合理的理由のない差別処遇の原則禁止、②二〇〇七年七月一日を起算日に雇用期間が二年を超える非正規労働者の正規労働者化、③二年以上使用した派遣労働者を直接雇用への切替えの義務付け等が規定されている。

法適用は企業規模等により段階的に行われる。三〇〇人以上企業及び公共機関は二〇〇七年七月一日から、一〇〇人以上三〇〇人未満企業は二〇〇八年七月一日から、五人以上一〇〇人未満企業は二〇〇九年七月一日から、それぞれ適用される。

同法施行により給与、賞与、各種手当等について非正規労働



者を差別的に取扱うことが禁止される。ただし、労働協約及び労働契約に規定のない労働条件のほか、社会保険加入は禁止対象から除外される。差別を受けた非正規労働者は労働委員会に直接申請することができ、同委員会が差別を認定した場合、事業主に是正命令が下される。命令に従わない事業主には最高一億ウォンが科されることとなる。出所・韓国労働部ウェブサイトを参照。

（国際研究部）

マーシャル諸島共和国、 ILO一八一番目の加盟 国に

太平洋のマーシャル諸島共和国が七月三日、ILO（国際労働機関）の一八一番目の加盟国となった。同国は九一年九月に国連に加盟。国連加盟国はILO憲章の義務の正式な受諾をILO事務局長に通知することにより、ILO加盟国になることができる。